

長久手市下水道事業検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 長久手市下水道事業の安定的かつ持続可能な運営を図るため長久手市下水道事業検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2条 委員会は、下水道事業に関する調査及び協議を行う。

(組織)

第3条 委員会は委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから、管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 公募で選任された者
- (3) 地域の活動団体
- (4) その他管理者が特に必要と認めた者

3 委員は、当該機関に係る調査及び協議が終了したときは、解嘱されるものとする。

4 委員の任期は2年以内とする。ただし再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置き、会長は委員の互選によって選出し、副会長は委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が選任される前においては、管理者が招集する。

2 委員会は委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(報酬)

第6条 委員の報酬及び費用弁償は、長久手市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年4月1日長久手市条例第2号）の規定により、支給する。ただし、県外に居住し、かつ県内で勤務をしていないものに対しては報酬に加え交通費の実費を費用弁償として支給する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、下水道課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、議会が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。